

平成24年

第14回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

## 平成24年第14回教育委員会会議録

- 1 期 日 平成24年10月11日 木曜日
- 2 場 所 栗田養護学校会議室
- 3 開 会 午後3時00分
- 4 閉 会 午後3時50分
- 5 出席委員 佐藤 一成  
猪股 春夫  
北林 真知子  
田中 直美  
長岐 和行  
米田 進
  
- 6 説明のための出席者  
教育長 米田 進  
教育次長 白山雅彦  
参事(兼)特別支援課長 江橋宏栄      総務課長 深井 智  
施設整備室長 伊藤良和      幼保推進課長 廣野宏正  
生涯学習課長 小川秀昭      保健体育課長 越後谷真悦
  
- 7 会議に附した議案  
報告第 6号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決  
処分報告について  
議案第38号 第二次秋田県特別支援教育総合整備計画案について
  
- 8 承認した事項  
報告第 6号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決  
処分報告について
  
- 9 議決した事項  
議案第38号 第二次秋田県特別支援教育総合整備計画案について
  
- 10 報告事項  
・平成25年度秋田県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験実施要項について
  
- 11 会議の要旨

**【佐藤委員長】**

ただいまより、平成24年第14回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は1番猪股委員と3番田中委員にお願いします。

はじめに、報告第6号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」、総務課長から説明をお願いします。

**【総務課長】**

報告第6号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」説明

**【佐藤委員長】**

報告第6号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

**【猪股委員】**

議案書9ページにある継続費補正についてですが、平成24年度の年割額が変更になっただけで、総額は変わらないということでしょうか。

**【施設整備室長】**

今回新しく設定したものです。

**【田中委員】**

議案書6ページにある、被災した乳幼児の県内保育所への入所を支援する経費についてですが、これは今までもあった事業でしょうか。

**【幼保推進課長】**

この事業は昨年度も実施しており、今年度も引き続き行うものです。

**【田中委員】**

今年度は、今回初めて補正予算として計上したのでしょうか。

**【幼保推進課長】**

今回の補正予算で初めて計上しております。

**【田中委員】**

それは、市町村から申請が上がってきたからということですか。

**【幼保推進課長】**

はい。そのとおりです。

【佐藤委員長】

安藤忠雄建築ナビゲート事業についてですが、どのような方法で人選するのでしょうか。

【生涯学習課長】

通常どおり、ハローワークを通して募集をし、ハローワークから紹介があった方々を面接して採用していくことになります。

【田中委員】

現在、新県立美術館には建物案内人と言われる方々がありますが、この方々とは別のことをされるのでしょうか。

【生涯学習課長】

建物案内人の仕事をしていただきます。現在6名の案内人がおりますが、これまで県内外から多くの方が来館しており、今後もっと広く紹介していくため、さらに増員するものです。

【佐藤委員長】

他になければ、承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【佐藤委員長】

では、報告第6号を承認します。

次に、議案第38号「第二次秋田県特別支援教育総合整備計画案について」、特別支援教育課長から説明をお願いいたします。

【参事（兼）特別支援教育課長】

議案第38号「第二次秋田県特別支援教育総合整備計画案について」説明

【佐藤委員長】

議案第38号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【北林委員】

1 ページの施策内容及び推進指標の一番上で、「医療、保険、福祉、教育などの就学に係る関係機関の連携の充実」とありますが、この「保険」は「保健」の誤りではないでしょうか。

【参事（兼）特別支援教育課長】

そのとおりです。訂正いたします。

**【佐藤委員長】**

「はじめに」で出てくる「教育立県あきた」と、昨年度策定した「あきたの教育振興に関する基本計画」、そしてこの「第二次秋田県特別支援教育総合整備計画」との関係性を教えてください。

**【参事（兼）特別支援教育課長】**

今回策定する「第二次秋田県特別支援教育総合整備計画」は、「教育立県あきた」を目指し、昨年度策定した「あきたの教育振興に関する基本計画」の方針を具体的な案として示したものと位置付けています。

**【佐藤委員長】**

「あきたの教育振興に関する基本計画」は、本県の教育の理念や目指す方向性を示したものであり、位置的には今回策定する計画案の上に置かれるものだと思いますので、「はじめに」でそのことを盛り込むべきだと思います。

また、計画案では、「あきたの教育振興に関する基本計画」で記述されている「就業推進アドバイザー」が、基本方針2「キャリア教育・進路指導の充実」のところに出てきません。「用語等の説明」で「特別支援学校生就業サポート事業」の箇所を読むと、以前の就業推進アドバイザーでは支援が足りなかったため特別支援学校就業サポート事業として拡大した、と読むことができますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

**【参事（兼）特別支援教育課長】**

特別支援学校生就業サポート事業は、平成25年度以降新しい事業として進めていきたいと考えており、就業推進アドバイザーは今後も継続します。

**【猪股委員】**

先ほどの関係者との懇談会で、ネットワーク推進員の役割について取り上げられましたが、今回の計画案には、ネットワーク推進員についての役割について記述がありません。

**【参事（兼）特別支援課長】**

ネットワーク推進員事業は、緊急雇用基金を活用した事業でしたので、今年度が最終年度になります。これまで600以上の事業所を回っていただきましたので、今後はそのデータを各学校で活用していくことになります。

**【長岐委員】**

9月20日に県議会に提案したと説明がありますが、提案とはどういうことですか。

**【参事（兼）特別支援教育課長】**

教育公安委員会で計画案をお示しし、議員の方々から御意見をいただきました。

【長岐委員】

議会に示したものを、本日の会議で文言等を変更することは可能でしょうか。

【参事（兼）特別支援教育課長】

可能です。

【長岐委員】

変更した場合、議会にはどのように報告するのでしょうか。

【白山次長】

教育委員会で議決するものですが、大きな計画ですので議会にも予め説明してきました。議会はこのような計画については議決機関ではありませんので、あくまでも参考までにお示しし、御意見をいただきました。あとは、本日成案としていただければ、成案化した計画を議員にも配布することになります。

【長岐委員】

これまで、この計画案を協議会で提案していただき、色々な意見を出したり修正したりした上で県議会にもお示しして御意見を伺いました。色々な経緯を経て本日を迎えておりますので、理論上、大幅に変更することは可能だとしても、大きく趣旨が変わらなければ、文言の明らかな誤りを除いては表現を変更する必要はないと私は思います。どうしても追加の方がいいと思うことだけに議論を絞った方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

【佐藤委員長】

わかりました。

そうであれば、先ほど北林委員から御指摘があった漢字の誤り、私が申し上げた「はじめに」のところに「あきたの教育振興に関する基本計画」に関する記述の追加と、この2点を訂正することによってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【長岐委員】

意見はまだあります。

先ほど行った関係者との懇談会は、非常に中身が濃く有意義なものでした。計画案に障害者基本法の理念について記述がありますが、先ほどの懇談会でも法の理念を先取りするのかなような意見がたくさんありました。この計画案が実社会に負けないように、頑張って進めていただきたいと思います。

【北林委員】

就学支援シートの学校への引き継ぎについてですが、就学支援シートを活用している市町村の

割合が非常に低いと思います。活用している市町村が今後とも引き継ぎしていくことはいいことですが、引き継ぎを進める前に、就学支援シートを活用してもらうための方策を検討していただきたいと思います。

**【参事（兼）特別支援教育課長】**

就学支援シートを活用しているのは、現在6市だけであり、全市町村数の24%です。この就学支援シートを障害がある子どもたちだけが活用するのではなく、就学前のすべての子どもに使っていただくように進めていけば、不公平感もなくなり、抵抗なく活用していけるのではないかと考えているところです。

就学支援シートについては、まだ始まったばかりですので、いずれは100%にしていきたいと思います。

**【北林委員】**

今お話があったことを進めていくためには、幼保推進課との連携が必要になりますので、ぜひ連携を取ながら進めていただきたいと思います。

**【参事（兼）特別支援教育課長】**

幼保推進課だけでなく、福祉関係や医療関係の方々とも協力して進めていきたいと思います。

**【北林委員】**

今認定こども園の拡大を進めていますが、認定の際に、この就学支援シートを活用していることを認定条件の一つにするお考えはないのでしょうか。

**【幼保推進課長】**

この就学支援シートを活用していないと認定できないというかたちにするのか、認定こども園にも活用を推奨していくというかたちをとるかは、今後特別支援教育課と相談しながら考えてみたいと思います。

**【佐藤委員長】**

就学支援シートの活用率が伸びないこと背景として、どのようなことを考えていらっしゃいますか。

**【参事（兼）特別支援教育課長】**

市町村が進めたいと思っても、保護者の同意がないとできませんので、保護者の同意がなかなか得ることができないことが原因の一つかと思います。障害の有無がグレーゾーンの子どもの保護者にとっては、このシートを使うことに抵抗を感じる傾向にあるようですので、障害のある子どもだけでなく、みんなが使うことにより、抵抗感をなくしていきたいと考えています。

**【米田教育長】**

用語等の説明のページ数がずれています。

また、16ページの「インクルーシブ教育」についてですが、カタカナでだけ表さず、もともとの英語の意味も入れたほうが分かりやすいと思います。

**【参事（兼）特別支援教育課長】**

はい。訂正します。

**【田中委員】**

この計画案は、特別支援学校の子どもだけでなく、普通学校の特別な支援を要する子どもたちにも当てはまるものでしょうか。

**【参事（兼）特別支援教育課長】**

平成19年の学校教育法の一部改正により、特別支援教育については、幼稚園、小学校、中学校、高等学校のすべての学校種で推進することになりましたので、今回の計画案についても、全ての学校種で進めていくこととなります。幼保推進課、義務教育課、高校教育課とも共有して進めていきたいと思えます。

**【田中委員】**

現在特別支援教育に関わっている人だけではなく、全ての人がこの理念を理解しないと意味がないことだと思いますので、その部分についてよろしくお願ひしたいと思えます。

**【長岐委員】**

障害者基本法には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念」とあります。特別支援教育に携わっている先生だけでなく、ほかの学校種の先生たちにもこの計画を配布し理解させないといけないと思えます。

**【米田教育長】**

障害者基本法を、計画案の最後の資料編に追加してください。

**【佐藤委員長】**

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【佐藤委員長】**

では、表決を採ります。

議案第38号を一部修正した上で可決することよろしいでしょうか。



**【全委員】**

異議なし。

**【佐藤委員長】**

では、議案第38号を可決します。

次に、報告事項に入ります。

「平成25年度公立学校栄養教諭採用候補者選考試験実施要項について」、保健体育課長から説明をお願いします。

**【保健体育課長】**

「平成25年度秋田県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験実施要項について」説明

**【佐藤委員長】**

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

**【田中委員】**

年齢制限は設けていないのでしょうか。

**【保健体育課長】**

年齢制限は設けていません。

**【長岐委員】**

今回の試験の結果により、全県に栄養教諭が配置されることになるのでしょうか。

**【保健体育課長】**

25市町村に最低でも1名以上の配置を目指しているところですが、市町村の規模により学校数も異なるため、25名の栄養教諭が25市町村に配置になればそれで公平というわけでもありませんので、市町村と相談をしながら考えていきたいと思えます。

**【佐藤委員長】**

求めている栄養教諭像の中でも、「5 教職員・保護者・地域社会等と連携し、食に関する指導や地場産物活用を幅広く展開できる企画力や調整力のある人」が最も大事だと思います。本県は生活習慣病患者も多く、子どもたちの肥満の問題もありますので、本県の将来を考え、その部分に重点を置いた上でいい人を採用していただきたいと思えます。

予定された案件は以上ですが、他になにかございませんか。

特になければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。